

法改正等に伴う対応について

☞ 法律等の改正に伴い、規定整備等の対応を行う。

部 局	事 案 名	概 要	議 会 対 応
防災危機管理室	災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に係る介護補償額の改定について	<p>▶内容 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件(令和7年総務省告示第269号)の施行に伴い、介護補償の額を改定する。</p> <p>▶改正を要する条例 ・ 災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年3月中央区条例第15号)</p> <p>▶施行年月日 公布の日</p> <p>▶適用年月日 令和7年8月1日</p>	委員会報告 ・企画総務
都市整備部	マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う中央区事務手数料条例の規定整備について	<p>▶内容 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号。以下「法」という。)が施行されることにより、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)が一部改正されることに伴い、これを引用する条項に条ずれが生じるため、規定の整備を行う。</p> <p>▶改正を要する条例 ・ 中央区事務手数料条例(昭和33年3月中央区条例第8号)</p> <p>▶施行年月日 法の施行日(法の公布日(令和7年5月30日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日)又は改正後の本条例の公布日のいずれか遅い日</p>	委員会報告 ・環境建設

【プレス発表】 なし

【議会对応】 議会对応欄のとおり